

(案)

第5期熊本県障がい者計画  
くまもと障がい者プラン

平成27年3月

熊本県

## 表紙の絵

山鹿市にお住いの松本寛庸さんによるアール・ブリュット作品「●●●●」です。

「アール・ブリュット」とは、「生（き）の芸術」という意味のフランス語で、正規の美術教育を受けていない人が、内面から湧き上がる衝動を既存の芸術に影響を受けていない絵画や造形という手法で表現したものを言います。（39ページ参照）

知事あいさつ文を掲載予定です。

# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
Ⅰ 計画策定の趣旨	2
Ⅱ 計画の性格・位置づけ	3
Ⅲ 計画の期間	3
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題	5
Ⅰ 障がい者制度に係る国の動向	6
Ⅱ 県内の障がい者の動向	7
Ⅲ 障がい者の二ーズ	8
Ⅳ 第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」の成果と課題	10
第3章 計画の基本的な考え方	13
Ⅰ 目指す姿	14
Ⅱ 基本理念	14
Ⅲ 重点化の視点	15
Ⅳ 分野別施策の体系	16
第4章 分野別施策	19
Ⅰ 地域生活支援	20
（1）地域移行・地域定着	
（2）日常生活	
（3）相談支援	
（4）サービス提供体制	
（5）障がい特性に配慮した地域生活支援	
Ⅱ 保健・医療	31
（1）療育	
（2）精神保健医療	
（3）保健・医療	
Ⅲ 教育、文化芸術活動・スポーツ	35
（1）教育における支援体制	
（2）教員等の専門性向上	
（3）インクルーシブ教育システム	
（4）教育環境整備	
（5）文化芸術活動・スポーツ	
Ⅳ 雇用・就業、経済的自立の支援	40
（1）雇用促進	
（2）職業能力開発	

(3) 多様な就労支援	
(4) 工賃向上	
(5) 所得保障	
V 情報アクセシビリティ	47
(1) 情報バリアフリー	
(2) コミュニケーション支援	
VI 安心・安全	50
(1) 災害対策	
(2) 外出・移動支援	
(3) 防犯	
(4) 障がい者の消費者トラブル防止	
(5) 交流活動	
VII 生活環境	55
(1) 住宅・建築物	
(2) 道路・都市公園	
(3) 旅客施設・公共交通機関	
VIII 差別の解消及び権利擁護の推進	58
(1) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	
(2) 障がい者虐待防止	
(3) 成年後見制度等	
<b>第5章 数値目標</b>	61
I 数値目標	62
<b>第6章 計画の推進</b>	65
I 計画の推進体制	66
II PDCAサイクルによる進行管理	68
<b>資料編</b>	69
I 策定経過	70
II 策定体制	72
III 障がい者制度に係る国の動向	74
IV 県内の障がい者の動向	77
V 意見聴取結果	87
(1) 障がい者施策に関するアンケート調査結果	87
(2) 重症心身障がい児(者)生活調査結果	97
(3) 強度行動障がいに関する実態調査結果	104
(4) 障がい者団体との意見交換結果	107
VI 第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」の総括	108
VII パブリックコメントの結果	115

### 「障がい」の表記について

県では、「障害」の表記について、平成20年1月から法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。本計画においても、法令等で用いられる場合を除き、「障がい」と表記します。

## 第1章

# 計画策定にあたって

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の性格・位置づけ
- III 計画の期間

## I 計画策定の趣旨

障がいのある人を取り巻く環境はこの10年で大きく変化しました。

その1つは、平成18年10月に障害者自立支援法（平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）に改正）が全面施行され、身体、知的及び精神の3障がいそれぞれで実施されていたサービスが一元化されました。

もう1つは、平成19年9月、我が国は、障がいのある人の権利と尊厳を保護することなどを目的とした「障害者の権利に関する条約」への署名を行い、条約の批准に向け国内法の整備が求められる中で、平成21年12月に設置された「障がい者制度改革推進本部」において障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められた結果、平成26年1月には条約の批准が実現しました。

この間、国においては、平成25年9月に障がい者施策の基本的方向を定めた「第3次障害者基本計画」（計画期間：平成25年度から29年度まで）が策定され、障がいのある人の自立と社会参加の支援等に向けた施策の推進が図られています。

熊本県においても、平成23年3月に第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」（計画期間：平成23年度から26年度まで）を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

### 【国・県の計画】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～
国	第2次障害者基本計画										第3次障害者基本計画 （～平成29年度）		
県	第3期熊本県障害者計画								第4期熊本県障がい者計画			第5期	
	第1期：障害者福祉長期計画（S57～H3）、第2期：障害者社会促進プラン（H5～H14）												

このような動きの中、県では、第4期熊本県障がい者計画が平成26年度末をもって終了することから、国の動向を見据えながら、障がいのある人のニーズや、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、平成27年度からの新たな計画となる第5期熊本県障がい者計画を策定することとしました。



## II 計画の性格・位置づけ

---

この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく、県における「障害者のための施策に関する基本的な計画」です。

熊本県のこれからの障がい者施策の基本的な考え方や具体的な取組み、達成すべき目標等を明らかにし、障害福祉サービス等の確保に関する熊本県障がい福祉計画と一体となって、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

県の取組みの基本方針である「幸せ実感くまもと4カ年戦略」や、障がいのある人等の自立や社会的参加を目指した「熊本県やさしいまちづくり推進計画」等の福祉分野をはじめ、保健・医療、教育、労働、土木・建築分野等の関連計画と連携を図りながら、施策を推進していきます。

## III 計画の期間

---

平成27年度～平成32年度（6年間）

障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえるとともに、障がい者計画の障害福祉サービス等の確保に関する実施計画に相当する障がい福祉計画（※）と一体となって県の障がい者施策を推進するために、両計画の見直しのサイクルを統一し、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

なお、平成29年度には、施策の実施状況や社会情勢等を踏まえ、中間見直しを行います。

（※） 障がい福祉計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスの必要な見込み量を定め、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画。国が定める基本指針（厚生労働省告示）により計画期間が3年間と定められ、次期計画の期間は平成27年度から平成29年度まで。



## 第2章

# 障がい者を取り巻く 現状と課題

- I 障がい者制度に係る国の動向
- II 県内の障がい者の動向
- III 障がい者のニーズ
- IV 第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」の成果と課題

## I 障がい者制度に係る国の動向

平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められ、改革の3つの柱である「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法）の制定が行われました。

これらの法整備を受けて、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」（通称：障害者権利条約）の批准が実現しました。

### ●障害者基本法の改正（平成23年8月）

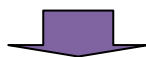
日常生活や社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生じるといふ、いわゆる社会モデルに基づく「障害者」の概念や、障がいのある人に対して障がいを理由とした差別をしてはならないことなどが盛り込まれました。

### ●障害者総合支援法の制定（平成24年6月）

地域社会での共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がいのある人の日常生活と社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講じるために制定されました。

### ●障害者差別解消法の制定（平成25年6月）

障がいのある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供等の差別の解消に向けた取組みを推進することを目的として制定されました。



### ●障害者権利条約の批准（平成26年1月）

障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権と基本的自由を完全に実現することを確保し促進することを締結国の一般的義務とする、障がいのある人の権利と尊厳を保護し促進するための包括的・総合的な国際条約です。

このような国の動きは、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」を目指したものであり、このことを踏まえて、第5期計画を策定する必要があります。

→ [詳細については、資料編74ページ「Ⅲ 障がい者制度に係る国の動向」参照](#)

## II 県内の障がい者の動向

---

県内の障害者手帳所持者数(身体、知的及び精神)は、平成15年度末時点では108,997人でしたが、平成25年度末時点では128,486人と、10年間で17.9%(19,489人)増加しています。また、障害者手帳所持者の割合は、平成25年度末時点で県においては7.2%であり、全国の5.5%と比較すると高い割合になっています。

障がい別では、この10年間で身体障がい者は9.5%(8,403人)、知的障がい者は41.4%(4,937人)、精神障がい者は71.6%(6,149人)増加しており、特に精神障がい者数の伸びが大きくなっています。

年齢別では、18歳未満の「障がい児の増加」とともに、「障がい者の高齢化」の傾向にあります。

また、県内の発達障がい者支援センターと高次脳機能障害支援センターの相談支援件数は、設置以降年々増加しており、発達障がいに関する相談支援件数はこの10年間で約4.7倍、高次脳機能障がいに関する相談支援件数はこの5年間で約10倍に増加しています。また、難病患者が対象の特定疾患公費負担患者数も年々増加しており、この10年間で約1.6倍に増加しています。このように、身体、知的及び精神の3障がい以外の障がいのある人の数も増加傾向にあることがうかがえます。

障害者手帳所持者からみる「障がい児の増加」、「障がい者の高齢化」といった県内の障がい者の動向や、障がいの多様化を踏まえた「障がい特性に応じた支援」を念頭に置いて、第5期計画を策定する必要があります。

→ 詳細については、資料編77ページ「IV 県内の障がい者の動向」参照

### Ⅲ 障がい者のニーズ

---

第5期計画の策定にあたっては、障がいのある人の日常生活や社会生活の実態や、障がいのある人や家族のニーズを把握するため、平成26年度に「障がい者施策に関するアンケート調査」と「障がい者団体との意見交換会」を行いました。

また、平成24年度には発達障がい児（者）や家族、支援に携わる方々への聞き取り調査、平成25年度には「重症心身障がい児（者）生活調査」と「強度行動障がいに関する実態調査」を行い、それぞれの障がいのある人の生活実態等を把握しました。

各調査や意見交換会から、障がいのある人の次のようなニーズが浮き彫りになりました。

#### 【日常生活（福祉、保健・医療）について】

「障がい者施策に関するアンケート調査」では、地域生活への移行を望む人が前回調査（平成22年度）よりも増えており、各調査や意見交換会でも、そのための施策充実が望まれています。

- グループホームの増設や障害福祉サービスの充実
- ホームヘルパーや相談支援専門員の人材確保・資質向上
- 障がいの早期発見、早期療育
- 障がいのある子どものための通所サービス（放課後等デイサービス等）の充実
- 重症心身障がい児（者）のための短期入所事業所や日中一時支援事業所等の増加
- 強度行動障がいのある人がパニックを起こした時の対応など支援の困難さへの対応  
など

#### 【社会生活（就労、教育、コミュニケーション等）について】

「障がい者施策に関するアンケート調査」では、就労への意欲が前回調査よりも高まっており、各調査や意見交換会でも、そのための施策充実や、教育、コミュニケーション等における障がい特性に応じたきめ細かな支援が望まれています。

- 障がいのある人が働ける職場の増加
- 工賃アップのための行政による障害者就労施設等からの優先調達推進、一般企業の支援・理解
- 障がいのある児童生徒に対する個別の教育支援計画についての学校と家庭等との情報共有や定期的な検証・見直し
- 特別支援教育に携わる教員の専門性の向上

- 手話通訳者、要約筆記者などコミュニケーションを支援する人材の育成・確保
- コミュニケーションボード、ヘルプカード等を活用した意思疎通支援
- 2020年東京パラリンピックに向けた選手の発掘・育成 など

### 【生活環境について】

「障がい者施策に関するアンケート調査」では、身のまわりのことで困っていることの上位に「外出（買い物、通院等）」が、また、施策全般に対して望むことの上位には、前回調査では上位になかった「災害時の援護対策」が挙がっており、各調査や意見交換会でも、そのための施策充実が望まれています。

- 障がい特性に応じた避難所での配慮
- 外出時の不便解消のための障がい者用のトイレや駐車場の整備（ハートフルパス制度の協力施設数の増加と、制度への理解促進）
- 公営住宅や借上げ住宅のバリアフリー化
- ノンステップバスの増加 など

### 【障がいのある人の権利擁護について】

「障がい者施策に関するアンケート調査」では、施策全般に対して望むことの上位に、前回の調査では上位になかった「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動」が挙がっており、また、意見交換会でも、就労や教育の面での障がい特性への理解促進が望まれています。

- 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理解促進（合理的配慮を含む）
- 就労継続・職場定着のための事業主の障がい特性への理解促進
- 地域で安心して暮らすための障がいへの理解促進 など

障がいのある人のこのようなニーズを踏まえて、第5期計画を策定する必要があります。

→ 詳細については、資料編87ページ「V 意見聴取結果」参照

## IV 第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」の成果と課題

第4期計画策定から3年を経過し、計画期間が残り1年となった平成25年度末現在における数値目標の達成状況は、「入所施設の定員数の削減数（平成18年度からの累計）」や「ハローワークにおける障がい者の就職件数」など12項目が既に目標を達成し、全体の73%にあたる27項目（目標達成済の12項目を含む）が達成率80%以上となっており、全体として、計画期間中の取組みは概ね順調に成果が現れていると言えます。

しかしながら、達成率が5割に達していない項目もあり、更なる取組みの強化が必要な分野もあります。

第4期計画の主な成果、第5期計画に向けた課題は、次のとおりです。

### 課題1 「県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み」

- 障害者差別解消法の制定に先駆けて「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定しましたが、県民の条例への理解が十分に広がっていないことから、障がいの特性や障がいのある人への理解と併せて、条例や平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知を更に進める必要があります。

### 課題2 「地域生活への移行支援・地域生活支援」

- 入所施設の定員削減やグループホームの整備など地域生活移行に向けた取組みは進展しましたが、障がいのある人が親亡き後も希望する地域で安心して暮らしていくために、引き続きグループホーム等の居住の場の確保とともに、障害福祉サービスの充実に取り組む必要があります。
- 障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、一般就労の促進や職場への定着を図るための取組みを引き続き進めるとともに、一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労の充実に向けて、工賃アップ等の取組みをより一層推進する必要があります。

### 課題3 「家族に対する支援」

- 特別支援学校に通う医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の派遣等により保護者の負担軽減を図る取組みは進んだものの、医療的ケアが必要な障がい児（者）を受け入れる場が少ないことから、引き続き福祉施設や医療機関との連携により、家族への支援（レスパイト・ケア）の充実に取り組む必要があります。



### 課題4 「障がい特性に配慮した支援」

- 幼稚園・学校における個別の教育支援計画の作成率については数値目標を達成したものの、すべての幼児児童生徒に対する計画の策定には至っておらず、また、計画の引継ぎが十分とは言えない現状であることから、一人一人の特性に応じた支援の充実と一貫した支援が図られるよう、取組みを推進する必要があります。
- 障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援する人材の養成など、コミュニケーション支援の充実に引き続き取り組む必要があります。
- 災害対策基本法の改正に伴い、新たに避難行動要支援者名簿に登載される障がいのある人等の避難支援計画（個別計画）の策定を促進するなど、災害時における障がい特性に応じた支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 障がいごとにニーズが異なることから、それぞれの障がいの特性に配慮した支援を行う必要があります。

このように、第4期計画の課題から導かれる「県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み」、「地域生活への移行支援・地域生活支援」、「家族に対する支援」、「障がい特性に配慮した支援」の4つの課題を踏まえて、第5期計画を策定する必要があります。

→ 詳細については、資料編108ページ「Ⅵ 第4期熊本県障がい者計画の総括」参照



## 第3章

# 計画の基本的な考え方

- I 目指す姿
- II 基本理念
- III 重点化の視点
- IV 分野別施策の体系

## I 目指す姿

---

障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

第4期計画策定後、国において集中的に進められた障がい者制度改革や第3次障害者基本計画の策定、障害者権利条約の批准等の動向や、県においても法の制定に先駆けて「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定したことを踏まえ、条例の前文で掲げる「共生社会の実現」を目指す姿に掲げ、その実現に向けた取組みを総合的に推進することとします。

## II 基本理念

---

第5期計画の目指す姿である「共生社会の実現」に向け、第4期計画の考え方を継承し、次の3つの基本理念に基づいて、障がい者施策を推進します。

障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会

「目指す姿」で掲げる、障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を県民みんなで築いていきます。

なお、「ともに生きる」という概念は、第3期計画（平成15年度から平成22年度まで）及び第4期計画（平成23年度から平成26年度まで）から継承される基本理念です。

自らの選択・決定・参画の実現

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人一人一人が主体的に、自らの選択により、意思決定ができ、社会参画が促進されるよう、施策の充実を図っていきます。

また、障がいのある人の自己選択・意思決定・社会参画が可能になるよう、福祉、保健・医療、教育、雇用・就労等の関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた切れ目のない支援を念頭に置いた施策の充実を図っていきます。

### 安心していきいきと生活できる環境づくり

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人を取り巻く物理的な障壁や、障がいのある人に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域で安心していきいきと生活できる環境の整備を図っていきます。

## Ⅲ 重点化の視点

Ⅱで掲げた3つの基本理念のもと、「共生社会の実現」に向けて、第5期計画期間内に重点的に取り組むべき施策の方向性を「重点化の視点」として掲げ、それぞれの視点から分野別施策の取組みの充実を図ります。

第4期計画の成果や課題を踏まえ、次の4つの視点から分野別施策を推進していきます。

### 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や障害者差別解消法に基づき、障がいのある人の権利を擁護する取組みや、障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深める取組みを進めます。

### 地域生活への移行支援・地域生活支援

施設入所者等が地域で安心して生活できるよう、地域生活への移行に向けた支援や地域生活の支援を行います。

また、障がいのある人が地域生活を安心して続けられるよう、福祉、保健、医療等の関係機関の連携のもと、支援体制の充実を図ります。

### 家族に対する支援

障がいのある人を身近で支える家族の負担を軽減するため、レスパイト・ケアの充実を図ります。

### 障がい特性に配慮した支援

新たに障害福祉サービスの対象となった難病や、新たな対応が必要である障がい(発達障がい、重症心身障がい、強度行動障がい等)など、障がいの特性に配慮した支援の充実を図ります。

## IV 分野別施策の体系

